

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都千代田区九段南三丁目 2 番 7 号

（名称）モジュレ株式会社

上記被審人に対する平成 21 年度(判)第 48 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 900 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 6 月 7 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 4 月 6 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に該当

被審人は、東京都千代田区九段南三丁目 2 番 7 号に本店を置き、その発行する株券が大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 20 年 8 月 28 日	第 9 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書	平成 19 年 6 月 1 日～平成 20 年 5 月 31 日の会計期間	損益計算書	・経常損益が 46 百万円であるところを 102 百万円と記載 ・当期純損益が 1 百万円であるところを 61 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
2	平成 20 年 10 月 14 日	第 10 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 8 月 31 日の第 1 四半期累計期間	四半期損益計算書	・経常損益が▲144 百万円であるところを▲26 百万円と記載 ・四半期純損益が▲144 百万円であるところを▲16 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
			平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 8 月 31 日の第 1 四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が 417 百万円であるところを 606 百万円と記載	

3	平成 21 年 1 月 14 日	第 10 期事業 年度第 2 四半 期会計期間に 係る四半期報 告書	平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 11 月 30 日の第 2 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	・経常損益が ▲215 百万円 であるところ を▲96 百万 円と記載 ・四半期純損 益が▲261 百 万円である ところを ▲144 百万円 と記載	貸倒引当金 の過少計上 等
			平成 20 年 9 月 1 日～平成 20 年 11 月 30 日の第 2 四 半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 295 百万円 であるところ を 473 百万円 と記載	
4	平成 21 年 4 月 14 日	第 10 期事業 年度第 3 四半 期会計期間に 係る四半期報 告書	平成 20 年 6 月 1 日～平成 21 年 2 月 28 日の第 3 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	・経常損益が ▲271 百万円 であるところ を▲166 百万 円と記載 ・四半期純損 益が▲440 百 万円である ところを ▲337 百万円 と記載	貸倒引当金 の過少計上 等
			平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 2 月 28 日の第 3 四 半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 119 百万円 であるところ を 281 百万円 と記載	
5	平成 21 年 8 月 27 日	第 10 期事業 年度会計期間 に係る有価証 券報告書	平成 20 年 6 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日の会計期 間	損益計算書	・経常損益が ▲241 百万円 であるところ を▲145 百万 円と記載 ・当期純損益 が▲459 百万 円である ところを▲366 百万円と記 載	貸倒引当金 の過少計上 等
				貸借対照表	純資産額が 99 百万円 であるところ を 253 百万円 と記載	

6	平成 21 年 10 月 14 日	第 11 期事業 年度第 1 四半 期会計期間に 係る四半期報 告書	平成 21 年 6 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日の第 1 四 半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 118 百万円で あるところ を 262 百万円 と記載	貸倒引当金 の過少計上 等
---	----------------------	--	--	--------------	--	---------------------

(注)金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

○ 法令の適用

表に掲げる事実につき

番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

番号 2 から同 4 まで

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 5

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

番号 2 から同 5 までは、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

番号 6

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

○ 課徴金の計算の基礎

表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 9 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額(30,305 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 2 から同 5 まで

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 10 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書(以下「第 1 四半期報告書」という。)、同事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書(以下「第 2 四半期報告書」

という。)、同事業年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書(以下「第3四半期報告書」という。))及び同事業年度会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(11,368円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、

第1四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である
1,500,000円

第2四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である
1,500,000円

第3四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である
1,500,000円

同有価証券報告書については、3,000,000円

となるが、第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第10期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{円}$$

第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{円}$$

第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 600,000 \text{円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

となる。

番号6

金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第11期事業年度第1四半期会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(13,398円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。